

議会基本条例検証結果（令和2年度）

| 条文 | 評価 | 今後の対策等 |
|------------|----|--|
| 第1条から第3条まで | | 検証の対象としない。 |
| 第4条 | C | 第1項の改正を求める陳情の採択を踏まえ、条例改正と関連事項の検討を行う。 |
| 第5条 | B1 | 議会報告会、意見交換会、アンケート調査等のさらなる充実・改善に努める。 |
| 第6条 | A2 | 議会中継も「傍聴」と捉え、アクセス数の増加に向けた研究をする。障がい者の傍聴環境の改善について検討する。 |
| 第7条 | A2 | 採択した請願等のその後について、市民への報告方法を検討する。 |
| 第8条 | B1 | 市議会だよりの充実と新たなSNSツールについて研究・検討する。 |
| 第9条 | C | 市政運営を監視する手法について協議し、結論を出す。 |
| 第10条 | A2 | 議会が必要とする内容を精査し、具体的な記載例を示して、より有効で、わかりやすい資料を求めていく。 |
| 第11条 | B1 | 代表質問の定義、あり方について検討する。議員、答弁者ともルールを守り、議長、委員長は議事整理を徹底する。 |
| 第12条 | A1 | |
| 第13条 | A2 | 所管事務調査も活用し、政策立案につなげる。 |
| 第14条 | A2 | |
| 第15条 | C | 積極的な活用に向け、ルール、フローを定める。 |
| 第16条 | B1 | ルールに沿って進める。事務局職員の外部研修への積極的な参加を通じて、政策立案機能の向上に努める。 |
| 第17条 | A2 | |
| 第18条 | A1 | |
| 第19条 | A1 | |

【評価の見方】 A：継続（A1：継続実施 A2：拡充していく） C：その他
B：改善（B1：改善策を検討 B2：条例改正が必要）

議会基本条例の検証を終えて

市議会では平成26年4月の議会基本条例施行以来、議会運営が条例どおりにできているか、課題はないかなどを2年ごとに検証しています。

●会議の公開、傍聴の促進（第6条）
傍聴希望があった会議

●継続（拡充）して実施するもの

●改善（改正）が必要としたもの

●この度、平成30年度と令和元年度の取り組み状況についての検証が終わり、主なものをご報告します。

●議会が必要と考える内容を精査し、具体的な記載例を示して、より有効で、わかりやすい議案資料を求めていく。

●説明責任及び市民意見の把握（第5条）
議会報告会、意見交換会、アンケート調査等により充実していく。

●代表質問の定義、あり方について検討する。

●その他としたもの

●会派（第4条）
第1項の改正を求める陳情を採択したことからの条例改正と関連する事項の検討を行う。

●市政運営の監視（第9条）
市政運営を監視する手法について協議し、結論を出していく。

●ほぼ全ての会派が参加している議会報告会は、市民の声に真摯に耳を傾ける姿勢が見て取れる。

●行政の情報量、企画力には及ばずとも、市民の声を少しでも市政運営に生かせるよう、最大限の努力をして欲しい。

●ご協力ありがとうございました。

市民アンケート調査

昨年5月1日発行の市議会だよりに対しアンケートを実施しました。以下、いただいたご意見の中から主なものを紹介いたします。

●議会基本条例の一部を改正する条例案が提出されたことについて、議員の趣旨は異なり、相反する内容でした。

●2つの改正案は、これまでの検証でも課題となっていた条例第4条の「会派」についての規定を改正するものですが、改正の趣旨は異なり、相反する内容でした。

●どちらの議案とも提案説明の後、質疑、討論が行われ、採決の結果、議員提出議案第4号が可決となり、議員提出議案第5号は否決となりました。

●また、第4号が可決されたことを受け、「議員提出議案第4号東村山市議会基本条例の一部を改正する条例」に対する附帯決議が提出され、可決されました。

●今回の条例改正による新たな第4条の規定は、令和3年4月1日から施行されます。

議会基本条例の一部改正

（第4号、第5号）

定例議会初日に、議員提出の議案として2件の議会基本条例の一部を改正する条例案が提出されたことについて、議員の趣旨は異なり、相反する内容でした。

●2つの改正案は、これまでの検証でも課題となっていた条例第4条の「会派」についての規定を改正するものですが、改正の趣旨は異なり、相反する内容でした。

●どちらの議案とも提案説明の後、質疑、討論が行われ、採決の結果、議員提出議案第4号が可決となり、議員提出議案第5号は否決となりました。

●また、第4号が可決されたことを受け、「議員提出議案第4号東村山市議会基本条例の一部を改正する条例」に対する附帯決議が提出され、可決されました。

●今回の条例改正による新たな第4条の規定は、令和3年4月1日から施行されます。

【現行条文】

東村山市議会基本条例第4条（会派）
第1項 議員は、個人又は複数の議員で会派を結成する。
第2項 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

議員提出議案第4号

【提出者】

土方桂、小町明夫、村山じゅん子、駒崎高行

【改正内容・提案理由】

改正の内容は、第4条第1項のうち、「個人又は」を削除し、「結成する」を「結成することができる」に改めるもの。第2項の条文を踏まえると、会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する複数の議員で構成することになり、今回文言を改めることで、第1項と第2項の不整合を整理するものである。

改正に至った経緯は、今年度は議会基本条例の検証作業を行うことになっており、検証作業を進める過程で、2陳情第14号「議会基本条例第4条第1項等の改正を求める陳情」が提出され、議会運営委員会での審査の後、本会議において採択されたことを受け、この度の条例改正案の提出となった。今回の検証では、第4条については「第1項の改正を求める陳情の採択を踏まえ、条例改正と関連事項の検討を行う」とし、その後も第4条の改正について協議を重ねてきたが、議会運営委員会の提出議案として条例改正案を提案することへの同意が得られず、議員提出の議案として提案することとなった。

【結果】

賛成多数で可決

議員提出議案第5号

【提出者】

浅見みどり、渡辺みのる、さとう直子

【改正内容・提案理由】

改正の内容は、第4条第1項のうち、「結成する」を「結成することができる」に改め、第2項の「会派は」を「複数で会派を結成する場合は」に改めるもの。

これまでの議会基本条例の検証作業等の中で、第4条第1項及び第2項の整合性の問題について議論が交わされてきた。9月定例議会で2陳情第14号が採択されたこと、また、会派の結成を複数の議員とする議会基本条例の改正案が提案されたことを踏まえ、これまでどおり一人の場合でも会派の結成を認める趣旨での改正案を提案した。

第4条第1項は、現行どおり一人でも会派の結成を認め、会派の結成は義務規定から「できる規定」に変更し、第2項の規定は複数の議員で会派を結成する場合の規定とすることで、これまでの検証の中で議論となっていた第1項と第2項の整合性について整理することができると考えている。

本来、議会基本条例はこのような形で議論をするものではないと考えているが、どのような改正が民主的で、各議員、ひいては市民の理解が得られる形なのかをこの場で十分に議論することをお願いしたい。

【結果】

賛成少数で否決

議員提出議案第4号に対する附帯決議

【提出者】

かみまち弓子、佐藤まさたか、白石えつ子

【決議内容】

本条例改正は、議会運営の改善、拡充のためにすべての議員が会派を結成するという従来の原則を変更するものであるが、会派に属さない議員を生じさせる可能性があることから、このことにより議会内での発言の機会や議会運営における取り扱いに際して新たな格差を生じさせることのないよう、また、多様な意見が反映されるよう、配慮が必要と考える。

よって、東村山市議会は、本条例の施行に伴う、規則等の整備、運用にあたっては、会派に属さない議員の意見も議会運営に反映するよう配慮し、引き続き民主的な議会運営に努めることを決議し、ここに確認する。

【結果】

賛成多数で可決

